

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 山村振興地域の指定
定期外健康診断の実施
保安林の指定解除
- ◇選管告示 選挙権を有する者の総数の三分の一の数
及び五十分の一の数の公表
- ◇教委規則 教育長に対する事務委任規則の一部改正
鳥取県教育委員会教育長専決事務規則の
一部改正
- ◇教委告示 保護文化財等の指定
- ◇公告 一般競争入札
市町村農業共済組合専任職員資格試験の実
施
昭和三十二年鳥取県職員中級試験合格者
氏名

告示

鳥取県告示第三十三号

新農山漁村建設総合対策要綱（昭和三十一年四月六日閣議決定）に基く、山村振興対策要領第二の二の規定により昭和三十二年鳥取県山村振興地域を次のように指定する。

昭和三十三年一月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

農林漁業
地域番号

山村振興地域名

地域の範囲
市町村名 旧市町村名

二四 若桜町地域 若桜町 若桜町、池田村

鳥取県告示第三十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条の規定に基く定期外健康診断を次のとおり実施する。

昭和三十三年一月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 健康診断を受けるべき者

理容師法（昭和三十三年法律第二百三十四号）第二条及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第三

条の規定により免許を受け営業をしている者及びその従業者

二 健康診断の実施期日
昭和三十三年一月二十七日から二月二十八日まで

三 健康診断を受けるべき場所
米子保健所

四 健康診断の実施区域
米子保健所管内一円

鳥取県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により次の保安林の指定を解除した。

昭和三十三年一月三十一日
鳥取県知事 遠 藤 茂

所在地	場所	所番	全面積 台帳（見込）	解除面積 台帳（見込）	解除の理由	所有者	申請者				
東伯	羽合	長瀬	二ノ御建	一、九五	町	八四六、八四六、二四二、二四二	町	二四二	国道改築のため	羽合町	羽合町長

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者

の総数の三分の一の数及び五十分の一の数は次のとおりである。

昭和三十三年一月三十一日
鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一一八、五五二

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 七、一一四

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一九、四七〇

米子市選挙区において 一八、一八五

倉吉市選挙区において 一〇、三三三

境港市選挙区において 六、四九〇

岩美郡選挙区において 六、九三二

八頭郡選挙区において 一四、三六四

気高郡選挙区において 五、六〇七

東伯郡選挙区において 一六、五二三

西伯郡選挙区において 一二、五五〇

日野郡選挙区において 八、一〇〇

教育委員会規則

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年一月三十一日
鳥取県教育委員会委員長 米原 稜

鳥取県教育委員会規則第一号
教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任規則（昭和三十一年十月鳥取県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号及び第九号中「進退」を「人事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県教育委員会政務長専決事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年一月三十一日
鳥取県教育委員会委員長 米原 稜

鳥取県教育委員会規則第二号

教育委員会告示

鳥取県教育委員会教育長専決事務規則の
一部を改正する規則

鳥取県教育委員会教育長専決事務規則（昭和二十三年十一月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第二号中「進退」を「人事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一 鳥取県保護文化財

種 別	名 称	員 数	寸法、重量、材質	所在の場所	所 有 者	
鳥取県保護文化財彫刻	木造薬師如来立像	一軀	像高 四尺九寸五分 材質 檜材	気高郡鹿野町 大字鹿野 三光院	三光院 代表者 山本 教恵	気高郡鹿野町 大字鹿野
	吉川元春祈願狀寄進狀	二卷	寸法 縦 六寸五分 横 一尺四寸四分 祈願狀 一尺四寸四分 寄進狀 一尺三分 一尺五寸二分	気高郡鹿野町 大字寺内 加知彌神社	加知彌神社 代表者 飯田 秀明	気高郡鹿野町 大字寺内

二 天然記念物

種 別	名 称	員 数	寸 法	所 在 地	所 有 者	
鳥取県指定天然記念物	古布庄の大スギ	一株	目通周脚 七米十四種 樹高 三十八米八十種 枝張 南北 十八米八十種	東伯郡東伯町大字 中津原 大正神社	大正神社 代表者 石原 巖	
	傳亀井茲矩将来品	三枚	寸法 縦 四尺六寸七分 横 四尺七寸二分 孔推文 六尺七寸七分 花禽獸文 三尺八寸三分 紙 五尺九寸四分 三尺九寸六分	気高郡鹿野町 大字今市 讓傳寺	讓傳寺 代表者 森下 洞聞	気高郡鹿野町 大字今市
	塩 文 書	一卷	寸法 縦 一尺一寸六分 横 三尺四寸七分	気高郡青谷町 大字早牛	塩 重世	気高郡青谷町 大字早牛
工 芸 品	木造薬師如来坐像	一軀	像高 二尺三寸二分 材質 楓材	気高郡気高町 大字常松 薬師堂	大字常松 代表者 木村 義人	気高郡気高町 大字常松
	古文書	一巻	寸法 縦 一尺一寸六分 横 三尺四寸七分	気高郡気高町 大字常松 薬師堂	大字常松 代表者 木村 義人	気高郡気高町 大字常松

三 鳥取県選定無形文化財

種 別	名 称	員 数	寸 法	所 在 地	所 有 者
鳥取県指定天然記念物	古布庄の大スギ	一株	目通周脚 七米十四種 樹高 三十八米八十種 枝張 南北 十八米八十種	東伯郡東伯町大字 中津原 大正神社	大正神社 代表者 石原 巖
	下阿毘縁神社大シダレザクラ	〃	目通周脚 三米九十二種 樹高 二十米 枝張 東西 十九米五十種 南北 十三米十種	日野郡高宮村大字 下阿毘縁 下阿毘縁神社	下阿毘縁神社 代表者 丸山 豊造

種別	鳥取県選定無形文化財
名称	百手の神事
特徴	姫路神社の祭礼に付属する神事記録により寛文、宝暦、天明、文政年間に行われたことが明らか。古式の風を遺して俗化せず、簡素で歩射の神事をしのぼせる。本県に傳承された唯一のもので、上代神社信仰の参考資料となる。
所在地	気高郡気高町 大字八束水
保持者又は所属団体	姫路神社

公告

次のとおり、県有林の立木を一般競争入札によつて売却する。

昭和三十三年一月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 場所 八頭郡河原町大字北地内西郷県有林第一林班 め小班の一部
- 二 樹種 すぎ
- 三 林令 四十九年生
- 四 面積 三町五反五畝歩
- 五 数量 立木本数三、一七七本、見込立木幹材積七一三、一一立方メートル（二、五六二石）ただ

し処分区域は、その内縁木の根ぎわに極印の押印のある立木を結ぶ線をもつて境界とする。

- 六 伐採搬出期限 昭和三十四年三月三十一日まで
- 七 伐採の方法 主伐
- 八 下見の日時 昭和三十三年二月四日から二月五日 まで二日間各々十三時までに、八頭郡河原町 大字北、下見案内者宅に集合すること。
- 九 下見案内者 西郷県有林看手 中塚輝明
- 一〇 入札場所 鳥取市東町 鳥取県林務課
- 一一 入札日時その他
- 1 入札執行の年月日 昭和三十三年二月七日
- 2 当日の時間割 十二時三十分までに林務課に集合

十二時三十分から十三時まで入札その他について説明
十三時入札開始

- 一一 開札 入札の直後実施する。
- 一〇 入札保証金 入札金額の百分の五以上
- 九 その他
- 八 代理人において入札する場合は委任状を持参すること。
- 七 印鑑、筆記具を持参すること。
- 六 入札についての不明の点は鳥取県林務課に問合せすること。

昭和三十三年一月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 試験の期日及び場所
- ハ 期日 昭和三十三年二月二十四日、二十五日

ハ 場所 鳥取市、米子市
ただし、人員の都合により鳥取市一箇所とした場合は通知する。

- ニ 試験場及び試験時間については別途受験票に記載の上交付する。
- 一 受験資格
- ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（以下「新制高等学校」という。）又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校、旧実業学校令（明治三十二年勅令第三十九号）による実業学校（以下「旧制中等学校」という。）の農業科卒業以上の資格を有する者並びに当該課程を修める者のうち試験実施年度末までに卒業見込の者
- ニ 新制高等学校又は旧制中等学校を卒業した者、及びこれと同等以上の資格を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において農業に関する課程を修了した者並びに当該課程を修める者のうち試験実施

00457

- 年度末までに修了見込の者。
- 五箇年以上国、地方公共団体その他法人格を有する団体において、農業技術指導員の経験を有する者。
- 農業改良普及員の資格を有する者。
- 事務職員にあつては、(一)(二)(三)の外新制高等学校又は旧制中等学校卒業以上の資格を有する者並びに当該課程を修める者のうち試験実施年度末までに卒業見込の者。
- 知事が適当と認めたる者。
- 出願手続
- 受験希望者は次の書類を經濟部農政課に提出すること。
 - 1 受験願書(様式一)
 - 2 履歴書(様式二)
 - 3 受験資格者たることを証明する書類
- 受験願書を受理し受験資格があると認めたる者に対しては、受験票を交付するとともに試験実施に必要な事項を通知する。

- 四 受験願書の受付
昭和三十三年二月一日から二月十五日まで
- 五 試験方法
試験は筆記試験及び口述試験とする。
(一) 筆記試験は次の項目について行う。
 - 農業災害補償法
 - 農業共済団体組織
 - 会計経理
 - 農作物共済事業
 - 蚕繭共済事業
 - 家畜共済事業
 - 任意共済事業
 - 水稻、陸稻、麦栽培技術
 - 土壤、肥料
 - 病虫害防除
 - 栽桑、桑樹病害
 - 育産、飼育、管理、生理衛生
 - 農業気象

00458

作文

(一) 口述試験は社会常識及び人物考査とする。

六 試験合格者については、試験終了後一箇月以内に県公報にその氏名を発表するとともに合格証を交付する。

様式一(日本標準規格B5)

受験願書

氏(ふりがな) 名

年 月 日 日生

農業共済組合専任(事務技術)職員の資格試験を(鳥取市米子市)にて受けたいので関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏

名 印

鳥取県知事

殿

様式二(用紙和紙)

履歴書

本籍地

現住所

学歴

氏(ふりがな) 名 年 月 日 日生

職歴

賞罰

右のとおり相違ありません

年 月 日

氏

名 印

昭和三十三年一月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

農業改良普及員

受験番号 六二 福田 秀 富

ように公告する。

生活改良普及員

受験番号

一四 九 一九 一八 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七

氏名

(以上 四名)	橋本 正子	西尾 節子	山田 いづ子	遠藤 陽子	(以上 十一名)	安住 礼一	林原 克芳	上田 弘美	細川 憩亀	宇田川 勝	赤井 信義	永田 瑞穂	津村 昭人	小林 久慧	中村 明
------------	----------	----------	-----------	----------	-------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------

昭和四年四月十五日第三種郵便

司

発行日 火、金

印 發

刷 行

鳥 取 県

鳥 取 市

鳥 取 市

東 町

鳥 取 県

印 刷

所 県